

■特定課題セッションV報告

「介護分野での外国人雇用と国際協力を考える」

コーディネーター：永嶋 昌樹（聖徳大学）

2025年には、最大で249万人の介護職員が必要と推計されている。もはや日本人の介護人材だけでこれをまかなうことは困難となりつつある。そこでこれに対処するため、技能実習制度による外国人労働者の受け入れが政府により検討されている。

介護分野への外国人労働者の受け入れとしては、既にインドネシア、フィリピン、ベトナムとの間で経済連携協定（EPA）による制度が先行しているため、これらの今後の動向も注目されている。

このような状況を踏まえ、本セッションでは、介護分野における外国人の雇用と国際協力のあり方を討論した。

3名の会員からの報告は、以下のとおりである。

宮崎理枝会員

イタリアは日本との共通性が高い。フォーマルケアを利用してもなお、家族によるケア供給によってその需要を満たすことが一層困難になってきている。日本と顕著に異なるのは家庭による直接雇用で就労する家事・ケア労働者の役割であり、その9割が外国人である。

国レベルの移民政策と介護政策、地方レベルでの外国人介護（家事・ケア）労働者支援策は、いずれも外国人介護労働者の滞在と就労の状態の適正化にたいして効果的に機能しているとは言い難い。特に家庭での直接雇用という領域での介護労働者の就労に対しては、介護政策による何らかの関与あるいは支援が必要だと考えられる。

伊藤 鏡会員

経済連携協定（EPA）によるインドネシア人介護福祉士候補者第二陣は、第一陣と比べて、量的拡大と資格要件の緩和から、技術習得により時間がかかり、研修修了後の評価も、かつ日本での長期就労の希望も落ちると考えられた。しかし、調査の結果、第一陣も第二陣もほとんど差がないことが明らかとなった。また、今後の就労の意向についても、第二陣候補者の長期就労の希望は、予想に反して少しも減少していない。

以上のことから、候補者は一時的な不足の穴埋めにとどまらず、共に介護を担う専門職として長期に就労する見通しがあると考ええる。

佐々木綾子会員

経済連携協定（EPA）下における外国人介護福祉士候補者の渡日と日本での業務や学習、国家資格取得後の雇用は、「国際協力」とはなり得ていない。母国では同領域での求人が少なく、帰国後もより給与の高い別職種への就職を選択する等、日本での学習・実習成果や経験が必ずしも母国での看護・福祉といった枠組みで活用されていない。日本の諸制度は、インドネシア人のグローバル・キャリア教育としての機能は果たしてはいるが、必ず

しも日本社会や母国での看護・介護領域への直接的貢献へは結びついていない。

報告後の全体の討論では、「国際協力」の考え方について参加者より質問があった。本セッションにおいては、先進国が途上国に対して援助するいわゆる「開発援助」ではなく、また、国家間の協力の意味でもない。むしろ、日本国内に在留する外国人介護職への支援であったり、日本で介護を受けている外国人に対する支援のような、個と個のかかわりを含むものである。また、一方的な援助や協力ではなく、双方向の協力である。本来は、ソーシャルワークや介護の領域であまり使用されることがなかったこのような用語について、はじめに定義づけをしておくことが必要であった。

このような、国や国籍を越えておこなう社会福祉の取り組みを国際協力と捉える概念はこれまでになく、その意味では本セッションがそれを示したことの意義は大きいと考える。

また、「今後は施設よりも訪問介護等の在宅領域で介護人材が不足する」「外国人が介護を担うことになれば、それらの人を地域で受け入れるという地域レベルの国際協力が必要になる」旨の、今後さらに検討すべき重要な意見も出された。

本セッションは、各研究者の報告を、国際協力という視点により全体的なまとまりとして構築したものである。参加された会員の皆様には、その意図をお汲み取りいただけたことと思う。